○農林水産省告示第二千三百二十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和二十六年十月十七日農林省告示第三百六十九号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

岩手県の部釜石の項漁港の区域の欄を次のように改める。

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯三十九度十五分五十八秒八八〇〇　東経百四十一度五十四分四十九秒八五七八

イ点　北緯三十九度十六分十四秒七一三九　東経百四十一度五十三分四十二秒一四五一

ウ点　北緯三十九度十六分二十一秒三一三七　東経百四十一度五十三分二十七秒三三四三

エ点　北緯三十九度十六分二十四秒五七九六　東経百四十一度五十三分十八秒三八四〇

水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点からヌ点までを順次結んだ線、次のヌ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

オ点　北緯三十九度十六分二十六秒三二七九　東経百四十一度五十三分十八秒七四九二

カ点　北緯三十九度十六分二十八秒七七二二　東経百四十一度五十三分十六秒三七八一

キ点　北緯三十九度十六分三十秒九七六二　東経百四十一度五十三分二十一秒八二一八

ク点　北緯三十九度十六分三十二秒一二八三　東経百四十一度五十三分二十五秒八六九九

ケ点　北緯三十九度十六分三十秒七三九五　東経百四十一度五十三分三十一秒四一七九

コ点　北緯三十九度十六分二十八秒一七八一　東経百四十一度五十三分三十六秒〇七七一

サ点　北緯三十九度十六分二十六秒九〇七四　東経百四十一度五十三分三十七秒二七六一

シ点　北緯三十九度十六分二十四秒八八九四　東経百四十一度五十三分三十八秒四二三三

ス点　北緯三十九度十六分二十二秒四一七八　東経百四十一度五十三分四十二秒三八〇七

セ点　北緯三十九度十六分二十秒四七八九　東経百四十一度五十三分五十三秒二〇二六

ソ点　北緯三十九度十六分二十三秒〇七三一　東経百四十一度五十三分五十九秒二二二四

タ点　北緯三十九度十六分二十二秒三三〇一　東経百四十一度五十三分五十九秒九七五五

チ点　北緯三十九度十六分二十二秒七五八九　東経百四十一度五十四分〇一秒一六七九　北緯三十九度十六分二十三秒七六六八　東経百四十一度五十四分〇一秒〇六〇五　北緯三十九度十六分二十六秒二八三三　東経百四十一度五十四分十秒二〇九八

ト点　北緯三十九度十六分二十六秒〇四〇九　東経百四十一度五十四分十一秒七五六〇

ナ点　北緯三十九度十六分二十六秒二二九九　東経百四十一度五十四分二十秒三七七六

ニ点　北緯三十九度十六分二十四秒三五六三　東経百四十一度五十四分二十五秒四六四二

ヌ点　北緯三十九度十六分十四秒一三九六　東経百四十一度五十四分四十一秒五三九四

○経済産業省告示第二百三十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条第二項の規定に基づき、同法第八十九条の登録調査機関として次の者の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
静岡県東部電気工事協同組合	静岡県沼津市花園町十五番地の一	平成二十四年十月二十三日

○国土交通省告示第千百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笹野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県須崎市上分

字貞沢　甲四六七番二

字西ノ奥　甲五三三番から甲五三五番まで　甲五三六番二及び甲五三六番イ　甲五三七番から甲五四三番まで　甲五四四番一及び甲五四四番二　甲五四五番　甲五四六番一、甲五四六番三、甲五四六番五、甲五四六番一〇及び甲五四六番一四　甲五四六番一八から甲五四六番二一まで　甲五四六番カ、甲五四六番チ、甲五四六番ト、甲五四六番二の一、甲五四六番ヌ、甲五四六番ヘ、甲五四六番ホ、甲五四六番ヨ、甲五四六番ロ及び甲五四六番ワ

字砂出森　甲三〇六六番から甲三〇六八番まで

字竹生山　甲三〇九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県須崎市上分

字貞沢　甲四六八番一　一号及び二号　甲四六七番一　七号　甲四六八番二　八号及び九号

字竹生山　甲三〇七三番　三号及び四号

字砂出森　甲三〇六三番　五号及び六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を平成二十二年国土交通省告示第千二百八十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県高岡郡檮原町茶や谷一九一番　一号及び七号